

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社TAKARA & COMPANY	コード	7921
提出日	2023/8/1	異動(予定)日	2023/8/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし		
1	井植 敏雅	社外取締役	○													△				有
2	関根 近子	社外取締役	○													△				有
3	椎名 茂	社外取締役	○															○		有
4	川島 いづみ	社外取締役	○															○	新任	有
5	松尾 信吉	社外監査役	○													△				有
6	高野 大滋郎	社外監査役	○													○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	井植敏雅氏は、当社と営業上の取引関係がある株式会社LIXILに取締役執行役員として勤務しておりました。	井植敏雅氏は、他社の代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営監視機能の強化に適任であります。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	関根近子氏は、当社と営業上の取引関係がある株式会社資生堂に執行役員として勤務しておりました。	関根近子氏は、大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営監視機能の強化に適任であります。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る特別委員会委員に就任しております。
3		椎名茂氏は、グローバル企業の経営者をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営監視機能の強化に適任であります。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
4		川島いづみ氏は、ディスクロージャー関連事業においてかかわりが深い金融商品取引法、会社法を大学研究機関において長きに渡り専門領域とし、また英国、米国の会社法にも十分な知見を有しており、当社の経営監視機能の強化に適任であります。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
5	松尾信吉氏は、当社と営業上の取引関係があるEY新日本有限責任監査法人のパートナーとして2018年6月まで勤務しておりました。	松尾信吉氏は、公認会計士としての企業会計などに関する専門的知見と他社での社外監査役としての経験を有しており、経営に対する監督強化に適任であります。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認いたしましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、同氏は当社が導入しております「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」に係る特別委員会委員に就任しております。
6	高野大滋郎氏は、当社と営業上の取引関係があるTMI総合法律事務所のパートナー(弁護士)であります。	高野大滋郎氏は、弁護士としての専門的見地から業務執行の適法性をチェックし、経営に対する監督を行っております。また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に、当社との人的関係、資本関係、または取引関係、その他の利害関係を確認したところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社が主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。